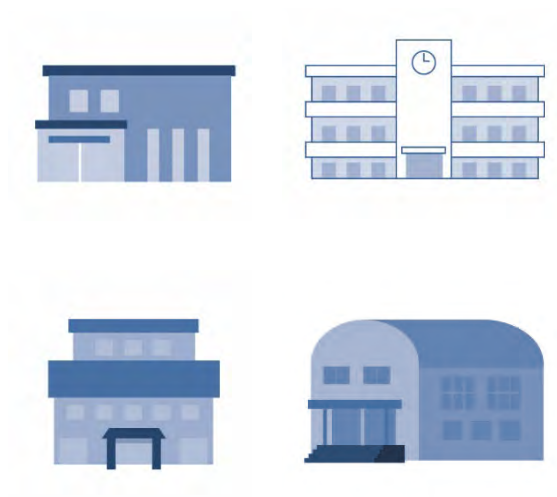


吹田市公共施設（一般建築物） 個別施設計画



令和3年3月
(2021年)
吹田市

はじめに

全国的に人口減少や少子高齢化が進んでいますが、本市においても同様の状況であり、今後高齢者の増加に伴う社会保障費の増大や生産年齢人口(15歳～64歳)の減少による市税収入の減少が想定されます。厳しい財政状況が継続することが見込まれるなか、将来にわたって質の高い市民サービスを継続的に提供していくために、限られた予算の中で効果的かつ効率的に取り組を進める必要があります。

本市では、昭和30年代(1950年代後半～1960年代前半)から昭和50年代(1970年代後半～1980年代前半)にかけて、千里ニュータウンをはじめとする住宅地開発によって人口が急増し、その人口増加に合わせ、市民サービスを確保するため、多くの公共施設を整備してきました。現在、本市が保有する建築物のうち、築30年を超える施設が総延床面積の約7割を占め、老朽化が進んでいるため、各施設の維持管理に係る費用が膨らみ、今後の財政運営へ大きな負担になると考えられます。

本市では、平成24年度(2012年度)から学校や公民館などの一般建築物、道路や上下水道などのインフラ・プラント系施設、公有地を含めた「公共施設」を、世代を超えた市民の共有財産と位置付け、良好な施設機能を長期的かつ安定的に供給することを目的として、公共施設の最適化の取り組を進めてきました。

また、公共施設の老朽化問題が全国的に顕在化する中、国においては「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」が策定され、施設を管理・所管する者に対し、維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別計画の策定が求められることとなりました。

このような状況を踏まえ、本市ではこれまで取り組んできた一般建築物及びインフラ・プラント系施設の最適化の基本的な考え方を整理した「吹田市公共施設総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を平成29年(2017年)3月に策定しました。今回策定する「吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画(以下「本計画」という。)」は、総合管理計画の下位計画として、一般建築物について個々の施設の具体的な対応方針を示したものです。今後、ICT化が進み、公共施設の市民サービスのあり方も変わってくるのが予測されますが、本計画では、現施設の建物の修繕や建替えに伴う維持管理を前提として策定しており、5年ごとに見直しを行います。

本計画に基づき、施設の建替えや大規模修繕等を進めることにより、中長期的な修繕・建替え等にかかる費用の縮減を図りつつ、市民サービスの向上に努めてまいります。

目 次

第1章 背景・目的等

1 背景・目的	2
2 位置付け	3
3 対象施設	
(1) 公共施設とは	5
(2) 対象施設一覧	6
4 計画期間	7
5 吹田市の状況	
(1) 人口の状況	
ア 年齢別人口の推移	8
イ 将来の人口動向	9
(2) 一般建築物の現状	10
(3) 財政の状況	
ア 現状	11
イ 課題	11

第2章 個別施設の方針の検討方法

1 基本方針と取組方策	
(1) 基本方針	14
(2) 取組方策	15
2 基本的な考え方	
(1) 目標耐用年数の考え方	16
(2) 建物保有の考え方	
ア 核（拠点）となる施設	17
イ 防災・救急等の施設	17
ウ インフラ・プラント機能をもった施設	17
(3) 複合化の考え方	
ア 複合化の目的	17
イ 基本的な方針	17
ウ 複合化の検討における視点	17
(4) 施設総量の最適化の考え方	18
(5) 施設整備の水準等の考え方	19
(6) 更新時期の考え方	
ア 対象部位及び更新周期	21
イ 修繕のパターン	22
(7) 個別施設の方針検討フロー	23
3 施設評価等の考え方	
(1) 供給、品質、財務の3つの視点から10の項目を数値化し評価	
ア 施設評価の項目と視点	24
イ 施設評価の基準	25

(2) 上位計画等の政策的な視点等の定性的な要素から評価	26
4 対策内容と対策スケジュールの考え方	
(1) 対策内容の検討フロー	27
(2) 優先的に方向性等の検討を行う施設の抽出	28
(3) 対策内容について	
ア 対策内容	29
イ 長寿命化と建替えの検討	30
(4) 対策スケジュール	
ア 対策の優先順位の考え方	30
イ 建替えの考え方	30
ウ 大規模修繕等の考え方	31
5 修繕・建替え等にかかる中長期的な経費の見込	32

第3章 個別施設の方針

1 行政施設	
1-1 庁舎	34
1-2 出張所等	38
1-3 その他庁舎	42
1-4 消防施設	46
1-5 防災用備蓄倉庫	50
2 文化・交流施設	
2-1 市民交流施設	52
2-2 特定テーマ施設等	58
3 社会教育施設	
3-1 生涯学習施設	62
3-1-1 地区公民館	62
3-1-2 図書館	68
3-1-3 博物館	72
3-1-4 その他	74
3-2 青少年施設	76
3-3 スポーツ施設	80
3-3-1 市民プール	80
3-3-2 体育館等	82
3-3-3 総合運動場	86
3-3-4 スポーツグラウンド	88
3-3-5 吹田サッカースタジアム	90
4 子ども・子育て支援施設	
4-1 児童福祉施設	92
4-1-1 保育所・幼稚園等	92
4-1-2 児童厚生施設	98
4-1-3 児童発達支援センター	102
4-2 子育て支援施設	104

4-2-1	拠点施設（のびのび子育てプラザ）	104
4-2-2	放課後児童健全育成施設	106
4-2-3	その他	112
5	学校施設	
5-1	小学校	116
5-2	中学校	122
6	社会福祉関連施設	
6-1	生きがい活動施設	126
6-2	高齢者・障がい者福祉施設	134
6-3	保健・医療施設	140
6-4	事務所・その他施設	144
7	住宅施設	
7-1	市営住宅	148
8	交通施設	
8-1	交通施設（自転車駐車場等）	154
9	環境関連施設	
9-1	火葬場	158
9-2	環境啓発施設	160
10	その他施設	
10-1	その他施設	162

第4章 継続的運用方針

1	推進体制	
(1)	全庁的な取組体制	166
(2)	今後の取組	167
2	日常的な施設の点検・診断の充実	168
3	フォローアップ	169

用語の解説	171
-------	-----

附属資料

1	評価の視点と基準等	176
2	短期取組期間（5年間）で対策を実施又は検討する施設	181
3	施設配置図	182